

鹿児島県学校生活協同組合 「訴訟費用制度」

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付地方公務員賠償責任補償特約付普通傷害保険)

申込締切日
**2026年
5月14日(木)**
効力発効日
**2026年
8月1日(土)**

～「訴訟費用制度」の概要～

近年、民事訴訟で職員個人が訴えられるケースや職員の行為に関する住民訴訟が増加しており、「こんなことまで」と思われる事が訴訟となっています。
当制度は、業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、職員の皆様が負担される争訟費用と法律上の損害賠償金(不当利得返還金を除きます)について保険金をお支払いします。

団体割引25%適用のため、
お手軽な保険料でご加入できます。

意向確認【ご加入前のご確認】

訴訟費用制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- ◆業務遂行に起因してなされた「住民訴訟」・「民事訴訟」により職員個人が負担する争訟費用、敗訴した場合に職員個人が負担する損害賠償金をお支払いします。
- ◆急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、死亡・後遺障害となった場合、保険金をお支払いします。



※2ページに事故例を記載しております。

補償額と保険料

月払(分割払12回)、団体割引25%

補償項目		Sコース 保険金額
公務員賠償責任	争訟費用保険金	500万円
	損害賠償金保険金	5,000万円
傷害	死亡保険金	50万円
	後遺障害保険金 (程度により)	2～50万円
月払保険料		500円

*記載の保険料は、確定保険料です。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者(保険の対象となる方)となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

*補償内容の詳細は、パンフレット1ページを参照願います。

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店	鹿児島県教育用品株式会社 明治安田生命保険相互会社 南九州公法人営業推進部	TEL 099-225-2666 TEL 096-325-7754
引受損害保険会社	明治安田損害保険株式会社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1	TEL 03-3257-3177 (営業推進部)
契約者	鹿児島県学校生活協同組合	

※【契約概要】【注意喚起情報】はP4～P5に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

保険金のお支払い

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
公務員賠償責任	争訟費用	被保険者が地方公共団体の職員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に住民訴訟または被保険者に対する民事訴訟がなされたことにより、被保険者が損害を被った場合	訴訟によって生じた費用で、妥当かつ必要と認められるもの *保険期間を通じて争訟費用保険金額が限度
	損害賠償金		損害賠償金 *保険期間を通じて損害賠償金保険金額が限度
傷害	死亡	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額
	後遺障害	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度

保険金をお支払いできない主な場合

【争訟費用・損害賠償金部分(公務員賠償責任)】

- 被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する訴訟
- 違法に私的な利益を得た行為、違法に便宜を供与された行為または第三者に対する違法な利益の供与に起因する訴訟
- 地方自治法に定める報酬、費用弁償、給料、退職金、旅費、手当または報償費等のための違法な支出または財産の処分^に起因する訴訟
- 交際費または食糧費等の違法な支出に起因する訴訟
- 工事請負契約・不動産売買契約が違法に締結されたこと、寄附・補助を違法に行ったことに起因する訴訟
- 地方税等の賦課・徴収を違法に怠っていることに起因する訴訟
- 暴行または体罰に起因する民事訴訟
- 性別・年齢等による差別的取扱い、セクシュアルハラスメントに起因する民事訴訟
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災、戦争、放射能汚染、または環境汚染に関する訴訟

- ⑩ 不当な逮捕、投獄に関する民事訴訟
 - ⑪ 医師、歯科医師、看護師等でなければ法律上行うことができない行為に関する民事訴訟
 - ⑫ 航空機、昇降機、船舶、車両もしくは動物の所有、使用または管理に関する民事訴訟
 - ⑬ 被保険者が所属する地方公共団体の他の職員等が原告の一部となつてなされた一連の訴訟(⑧の訴訟については適用しません。)
 - ⑭ 地方公共団体または国からなされた一連の訴訟(求償を含み、住民訴訟によるものおよび国家賠償法に基づく求償を除きます。)
 - ⑮ 被保険者の故意によって生じた損害 など
- ※上記①~⑧については、記載の事由が実際には生じなかった場合、および記載の行為が実際には行われなかった場合には、保険金の支払対象となります。

【死亡・後遺障害部分】

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- ③ 戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故
- ④ 告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)
- ⑤ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの

- ⑥ 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ⑦ 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- ⑧ 妊娠・出産・早産・流産による傷害
- ⑨ 脳疾患・疾病・心喪失による傷害
- ⑩ 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ⑪ 自殺行為・闘争行為による傷害 など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできないことがあります。

重大事由による解除について

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金のお支払いに関するご注意

(共通)

●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。

(公務員賠償責任部分)

- 争訟費用・損害賠償金(公務員賠償責任)部分の保険金のお支払いは、2019年1月1日以降に行なわれた行為に起因して保険期間中(2026年8月1日~2026年12月末日)に訴訟がなされた場合に限りです。
- この保険契約の保険期間開始時点で係争中のもの、保険期間開始前に訴訟がなされるおそれがある状況を知っていたものは保険金支払の対象外です。
- 退職日から5年以内に在職中の行為に起因する訴訟がなされた場合は、退職時の保険契約で補償されます。
- 住民訴訟には住民監査請求に基づく措置による請求・地方自治法第243条の2の8第3項(2024年3月31日以前は地方自治法第243条の2の2第3項)の命令を含みます。
- 民事訴訟とは、住民訴訟以外の日本国内でなされた被保険者に対する損害賠償請求訴訟をいい、民事調停を含みます。
- 地方公共団体の職員としての業務には、法令に基づき派遣された場合における派遣先の業務を含みます。
- 補償の対象となる損害の発生および拡大を防止するために、引受損害保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用(事故状況の調査費用や被害者に対する見舞金等)について、争訟費用と合計して争訟費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

(死亡・後遺障害部分)

- 死亡・後遺障害部分の保険金のお支払いは、保険期間中(2026年8月1日~2026年12月末日)に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。
- 上記「傷害」には有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含まれます)。

事故例

公務員賠償責任で



●部活動の練習中に生徒がケガをして、練習方法に原因があるとして教職員に対して損害賠償が請求された。



●教職員がいじめに気付かず、いじめられた生徒が精神疾患になり、管理・指導に問題があったとして、担任の教職員に対して損害賠償が請求された。



●個人情報を誤って開示し、プライバシーの侵害として訴えられた。



●学校行事で外に出たときに生徒がケガをして、管理・指導に問題があったとして、担任の教職員に損害賠償が請求された。

Q&A

訴訟費用制度(公務員賠償責任部分)に関する、よくある質問にお答えします。

Q1

争訟費用保険金で支払われる費用にはどのようなものがありますか？

A 弁護士報酬(着手金、成功報酬等)や訴訟の準備等に必要となる費用(訴状やその他の申立書に収入印紙を貼付して支払われる手数料のような費用、証人の旅費日当等)があります。ただし、被保険者が弁護士に支払うべき報酬を地方公共団体が負担する場合には、地方公共団体が負担する部分については、保険金は支払われません。

Q2

法令に違反することを認識しているかどうかはどのように判断されますか？

A 当該訴訟事案の内容に応じて故意性の有無等によって判断します。この場合、法令違反を認識していたと合理的に判断できる場合を含みます。

Q3

実際の訴訟において、どのくらい訴訟費用が必要ですか？

A 法律で定められている訴訟費用は、基本的には裁判に負けた者が負担することになります。訴訟費用には、訴状やその他の申立書に収入印紙を貼付して支払われる手数料(例えば、1000万円の訴えを提起する場合は5万円)のほか、書類を送るための郵便料及び証人の旅費日当等があります。弁護士費用は、この法律で定められている訴訟費用に含まれません。弁護士費用については、旧日弁連弁護士報酬基準(現在は廃止されています)によると以下が目安となります。

損害賠償請求金額	着手金	成功報酬
1,000万円	59万円	118万円
3,000万円	159万円	318万円

Q4

保険期間開始前に行われた行為に基づき、保険期間中に訴訟がなされた場合は保険金支払いの対象となりますか？

A 公務員賠償責任部分は、保険期間開始前でも有効日(2019年1月1日)以降に行なわれた行為に起因した訴訟の場合に、保険金支払いの対象となります。

Q5

公務員賠償責任は退職した後に訴訟がなされた場合はどうなりますか？

A 退職後5年以内に在職中の行為に起因する訴訟がなされた場合は、退職時の保険契約で補償します。

加入資格

鹿児島県学校生活協同組合の会員で、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月から満65歳6ヵ月までの方
なお、地方公務員でない方は、ご加入いただけません。また、以下の職業または職務に該当する方は、
ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

保険期間

5ヵ月間(2026年8月1日～2026年12月末日)で、以後、毎年1年ごとに更新します。
保険期間の途中で脱退することはできません。

補償対象期間

【公務員賠償責任】

- 争訟費用・損害賠償金(公務員賠償責任)部分の保険金のお支払いは、有効日(2019年1月1日)以降に行なわれた行為に起因して保険期間中(2026年8月1日～2026年12月末日)に訴訟がなされた場合に限りです。
- この保険契約の保険期間開始時点で係争中のもの、保険期間開始前に訴訟がなされるおそれがある状況を知っていたものは保険金支払の対象外です。
- 退職日から5年以内に在職中の行為に起因する訴訟がなされた場合は、退職時の保険契約で補償されます。

【傷害】

- 保険金のお支払いは、保険期間中(2026年8月1日～2026年12月末日)に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

保険料のお支払い

毎月の給与から控除します。(初回は2026年8月分給与から)

保険金のご請求

事故が発生したときは、事故の発生日からその日を含めて30日以内に(公務員賠償責任の場合は業務上の行為について訴訟等がなされたときまたはなされるおそれのある状況を知ったときは遅滞なく)団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

明治安田損害保険(株)が同意した争訟費用および法律上の損害賠償金が保険金支払いの対象となりますので、必ず事前にご相談ください。明治安田損害保険(株)の同意を得ないで、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払いを行なった場合、保険金をお支払いできないことがあります。
(代理請求制度について)

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限りです。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限りです。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

継続加入の取扱い

加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

<保険会社破綻時等の取扱いについて>

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

訴訟費用制度（熱中症補償特約付食中毒補償特約付地方公務員賠償責任補償特約付普通傷害保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
訴訟費用制度	P3	P3	表紙	P1

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）

■ 職業・職務について

お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、職業・職務については十分ご注意ください。

■ 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生したケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

訴訟費用制度 **P1**

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■事故が起こった場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
 0120-255-400
 [フリーダイヤル(無料)]
 【受付時間】午前9時～午後5時
 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
 そんぽADRセンター
 電話番号 03-4332-5241(全国共通)
 【受付時間】午前9時15分～午後5時
 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<https://www.sonpo.or.jp/>)